

盛岡ブランドプロモーション素材の活用の手引き

盛岡ブランドプロモーション素材（以下、「素材」という。）は、盛岡の価値や魅力をPRする目的で制作したものです。以下をご確認の上、盛岡市のPRのため広くご活用ください。

【使用方法】

- 1 使用したい素材（別紙1）を選定します。
- 2 「使用規約」の内容を確認し、「盛岡ブランドプロモーション素材使用申請フォーム」に入力するか、「盛岡ブランドプロモーション素材使用申請書」（様式1又は2）に必要事項を記載し、都市戦略室長あて提出して下さい。
- 3 都市戦略室からデータを送付します。（DVD-R等での提供を希望する場合は、媒体を事前に提出して下さい。）
- 4 素材を活用した成果品（又は写し）を都市戦略室に提出して下さい。ウェブの場合は、URLを報告して下さい。

【使用規約】

- 1 素材は、盛岡市のイメージアップに寄与する目的で使用する場合に限り使用できるものとします。なお、次の場合は使用を禁止します。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するもの
 - (2) 犯罪行為に結びつくもの
 - (3) 第三者等の著作権を侵害するもの
 - (4) 第三者等の利益を侵害するもの
 - (5) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
 - (6) 掲載する内容又は責任の所在が不明確なもの
- 2 素材の著作権は当市に帰属しますので、善意を持って著作権保護に努め、素材の管理を行ってください。なお、法令に抵触するなど、悪質な使用の場合には法的措置を講ずる場合があります。
- 3 素材の二次加工にあたっては、縦横比の変更は不可とするほか、被写体のイメージを損なわないよう配慮してください。人物写真を使用する場合には、被写体となった人物に、都市戦略室から使用目的を報告します。
- 4 素材自体を営利目的で使用することは禁止します。

（例）素材の販売や賃貸、素材自体に商品性が依存するもの（写真素材集、カレンダー、絵はがき等）の製造・販売など。
- 5 素材の使用は、使用者の責任にて行ってください。素材の使用により損害又は不利益が生じた場合、市はその損害又は不利益について、いかなる責任も負いません。

- 6 素材を印刷物等に使用する場合は、その成果品（又は写し）を都市戦略室あてに1部（人物写真使用の場合は2部）ご提出下さい。又、ホームページ等を使用する場合は、URLを報告して下さい。
- 7 素材の使用期限は設けませんが、被写体の事情等により使用を中止する場合があります。